

- ⑯の地点 ⑮の地点から 57度40分42秒 1.000メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から 147度40分42秒 9.500メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から 237度40分42秒 49.972メートルの地点
- (3) 面積
 7,364.92 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
 天草郡栖本町大字馬場字下白戸 3582 の4地先公有水面
- (2) 区域
 次の㉗の地点から㉘の地点までを順次直線で結んだ線及び㉙の地点と㉗の地点を結ぶ平成15年の春分の日満潮位(DL+3.57メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- ㉗の地点 栖本港柳田防波堤灯台(北緯32度23分55秒、東経130度15分44秒)から212度05分35秒 1,325.391メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から 27度23分27秒 36.306メートルの地点
 ㉙の地点 ㉗の地点から 87度25分57秒 15.090メートルの地点
 ㉚の地点 ㉗の地点から 23度36分33秒 27.096メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から 147度40分42秒 187.061メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から 238度36分56秒 70.042メートルの地点
- (3) 面積
 12,156.39 平方メートル
- 5 埋立地の用途
 漁業施設用地
 漁村再開発施設用地
- 6 関係書類の備置場所
 熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに栖本町建設課

熊本県告示第924号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
 平成15年9月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 宇土市
 2 都市計画事業の種類及び名称 宇土都市計画下水道事業 宇土公共下水道
 3 事業計画
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
- 4 事業施行期間
 昭和49年1月26日から
 平成19年3月31日まで

熊本県告示第925号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成15年9月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 宇土市
 2 都市計画事業の種類及び名称 平成10年熊本県告示第764号及び平成13年熊本県告示第232号宇土都市計画道路事業3・5・6号南段原線、3・5・4号宇土駅本町線及び3・5・5号北段原線
 3 事業施行期間 平成10年12月2日から平成18年3月31日まで
 4 事業地 収用の部分 変更なし

公 告

熊本県公告第665号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
 平成15年9月17日

熊本県知事 潮谷 義子